

平成20年9月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成20年(レ)第43号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・広島簡易裁判所平成19年(イ)第1470号)

口頭弁論終結の日・平成20年7月25日

判 決

山口県 [REDACTED]

控訴人(一審原告) [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 秦 誠一郎

同訴訟復代理人弁護士 板根富規

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被控訴人(一審被告) 株式会社シティズ

同代表者代表取締役 若松一義

同訴訟代理人弁護士 谷口玲爾

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人に対し、216万2644円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を次のとおり変更する。

被控訴人は、控訴人に対し、386万8894円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

3 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 事案の概要

(1) 本件は、控訴人が被控訴人と締結した300万円の金銭消費貸借契約につき、返済による過払いが生じたとして、被控訴人に対し、不当利得の返還を求める事案である。

(2) 原審における争点は、① 控訴人の連帯保証人が被控訴人に対してした115万円の支払は控訴人がしたものといえるか、② 控訴人が期限の利益を喪失したか、これについて被控訴人の宥恕、あるいは権利濫用、信義則違反が認められるかであり、原判決は、① 控訴人が後に保証人に弁済したことによって、その弁済の日に原債権への弁済があったものと認められるが、控訴人の保証人に対する支払額として認定できるのは110万円である、② 期限の利益の喪失は認められ、権利濫用、信義則違反は認められない、とした上で、170万6250円の過払金発生を認め、同金額及びこれに対する遅延損害金の限度で控訴人の請求を認容し、その余を棄却した。

(3) 控訴人は、敗訴部分について不服があるとして控訴した。

(4) なお、後述するとおり、控訴人が、当審の口頭弁論期日において、連帯保証人が上記115万円の支払によって取得した被控訴人に対する不当利得返還請求権について、控訴人が連帯保証人から譲渡を受けた旨を主張し、被控訴人もこれを認めたため、原審における争点①は、当審では争点となっていない。

2 基礎となる事実（証拠を付さない事実は、当事者間に争いがない。）

(1) 控訴人は、平成7年9月4日、被控訴人との間で、平田浩一（以下「訴外平田」という。）を連帯保証人として、以下の内容の金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、同日、被控訴人から300万円を借り受けた。

ア 貸付金額

300万円

イ 弁済期、弁済方法

(ア) 元本

平成10年12月25日限り、一括して支払う。

(イ) 利息

平成7年9月から平成10年12月まで毎月25日限り支払う。

ウ 利息の利率

年29.8%（1年を365日として計算）

エ 遅延損害金の利率

年39.8%（1年を365日として計算）

オ 特約（以下「本件特約」という。）

上記元利金の支払を怠ったときは、通知催告なくして期限の利益を失い、債務全額及び残元本に対する遅延損害金を即座に支払う。

(2) 控訴人は、本件契約に基づいて、被控訴人に対し、別紙「利息制限法に基づく金利計算書」の「借入日」欄記載の各年月日に「返済額」欄記載の各金員を支払った（ただし、同計算書の最終行に記載されている、平成14（2002）年3月8日の115万円の支払を除く。）。

(3) 訴外平田は、平成14年3月8日、被控訴人に対して115万円を支払った（乙141）。

(4) 控訴人は、平成18年12月25日までに、訴外平田に対して合計110万円を支払い（甲1、24），同日、訴外平田から、上記(3)記載の事実によって生じる訴外平田の被控訴人に対する不当利得返還請求権の譲渡を受けた。

(5) 被控訴人は、平成20年2月21日、控訴人に対して、177万1661円を弁済した。

3 爭点

- (1) 期限の利益喪失
- (2) 期限の利益喪失の宥恕及び期限の利益の再付与
- (3) 権利濫用、信義則違反
- (4) 暴利行為、公序良俗違反

4 爭点に関する当事者の主張

- (1) 爭点(1)（期限の利益喪失）について

ア 被控訴人の主張

(ア) 控訴人は、本件貸付けについて、平成8年3月25日に支払うべき利息の支払を怠ったため、同日、期限の利益を喪失した。

(イ) 債務者が、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて金員を利息として支払った場合、その制限超過部分は、支払と同時に元本に法定充当されるのであり、将来発生すべき利息債務に充当されるのではないから、各弁済期の利息の支払を怠った場合、期限の利益を喪失する。

制限超過部分が将来の利息の支払のために保留されるという控訴人の主張は、独自の見解に過ぎない。

また、合理的な債務者であれば、支払期日までに過大な約定額を調達できなかったとしても、約定に違背することによって課せられる不利益を軽減するために、調達できた金額だけでも支払期日に支払うはずであり、約定金額に不足したからといって支払期日を徒過することは現実的にはあり得ない。控訴人は、平成8年3月25日の支払日に一切支払わなかつたのであり、それが約定利息額を準備できなかつたからであるとの事情に客観的な根拠はない。

イ 控訴人の主張

(ア) 控訴人が平成8年3月25日の利息の支払を3日遅延したことは認め る。

(イ) しかし、債務者が形式的に履行遅滞に陥ったとされる日までに支払った金額の合計が、利息制限法の制限利率に基づいて計算した、その日までに支払わなければならない金額の合計を超えている場合、履行遅滞にはならないと解すべきである。

本件においても、控訴人は、同日までに、合計43万2249円の利息を支払っていたところ、利息制限法の制限利率によれば同日までに支払うべき利息は21万4309円であり、21万7940円のプール金があったから、同日支払うべき3万5655円を支払っていなくても、遅滞に陥ることはない。

また、約定により法定利率を超える利率が設定されている場合には、債権者が、債務者に対し法定利率による利息額を明示し、その額の支払がないときに限って期限の利益を喪失する旨を警告しない限り、その超過部分が無効であることを知らされていない債務者が、約定利率による利息を準備できずに支払を数日程度遅延させたからと言って、遅滞に陥ったものと評価すべきではない。

(ウ) また、本件特約については、債務者保護のため、貸借契約における信頼関係破壊理論等と同様に、単なる形式的違反ではなく、実質的関係破壊を要件とすべきであること、強行法規である利息制限法の趣旨に反して、超過利息の返済を債務者に事実上強制する機能を果たしているだけでなく、性質も適用場面も異なり相反する利息制限法1条の利息と同法4条の損害金を混同するという濫用に用いられていることから、債権者の催告を待つて初めて効果が発生するなどという制限解釈をすべきである。

(2) 争点(2) (期限の利益喪失の宥恕及び期限の利益の再付与)について

ア 控訴人の主張

① 被控訴人が、分割金を受領して元本の利用を継続させることも、一

括請求によって元金の利用を解消させることも選択できる立場にあったこと、② それにもかかわらず、被控訴人が控訴人に対して催告及び一括請求を行った形跡は無く、利息の支払を求めていたこと、③ 平成14年3月以前の段階で、保証人である訴外平田に対しても一括請求した形跡が無いこと、④ 当初から、控訴人が一定期日での返済を厳守できる可能性が乏しいことを認識しつつ、毎月一定の返済期日と期限の利益喪失約款とを厳格に設定して、後日損害金の名目で高利を取るために、多少の遅れを認容して、6年間の長期間にわたり分割金を受領してきたこと、⑤ 期限の利益喪失後も、毎月の期日までの支払については、約定利率と同率の年29.8%を適用していること、⑥ 控訴人が、期限の利益を喪失したとは認識しておらず、長期間にわたって約定の利息の金額通りに支払ってきたことなどから、被控訴人は、控訴人が期限の利益をいったん喪失したとしても、毎月の支払期日の前後にその指定する利息を支払うことを前提に、期限の利益喪失を宥恕し、または新たな期限を付与したというべきである。

被控訴人は、領収書兼利用明細書を作成したとして証拠提出しているが、それらは、控訴人に対しては1枚も送付されていない。それらが控訴人に配達された証明はないし、送り先についても一部は番地が誤っている。

イ 被控訴人の主張

否認する。

① そもそも、一括弁済請求をするかどうかは債権者たる被控訴人の自由意思にゆだねられていること、②③ 被控訴人は、控訴人及び訴外平田に対して、期限の利益を喪失して一括支払義務が生じていることを説明し、その弁済を常に「損害金」として充当していること、④ 被控訴人は、控訴人が当初から支払を遅らせることなど想定していないし、控訴人が残金の一括返済ができず一部入金しかできなかつたから、事実上一部金として受領せざるを得ず、結果的に6年間を要したに過ぎないし、被控訴人は、

控訴人の希望に応じて支払条件を設定しており、また、利息制限法上の損害金名目によらずとも、みなし弁済の主張によって損害金を有効に取得し得たこと、⑤ 被控訴人が遅延損害金の一部を10%免除して計算しているのは、期限の利益喪失後であってもある程度定期的に支払っている債務者について、基準日までに支払えば延滞加算を免除することでその支払意欲を高めるためであり、免除している部分も遅延損害金であって利息に戻している訳ではないし、信用リスクの高い事業者を対象として高額の貸付けを行うという被控訴人の業態からすれば、債務者を速やかに法的処理が可能な状態に置いて貸付金回収手段を確保する必要があったこと、⑥ 被控訴人は、支払を遅滞すれば損害金が発生すること、早々に完済しなければならないことを認識しており、期限の利益喪失を認識していないかったはずがないことなどから、被控訴人が期限の利益の喪失を宥恕するなどということはおよそ想定することができない。

(3) 争点(3)（権利濫用、信義則違反）について

ア 控訴人の主張

上記(2)アで述べた事実から、控訴人は、被控訴人から一括弁済を求められることがないと期待することが当然ともいえる状態に置かれていたというべきであるし、被控訴人は、名目はともかく控訴人から長期にわたって利息制限法所定の制限を超える利息の支払を受領し利益を上げる方が得策であると考えていたというべきであるから、被控訴人の期限の利益喪失の主張は権利の濫用若しくは信義則に反する無効なものである。

イ 被控訴人の主張

争う。

被控訴人は、上記(1)ア記載の期限の利益喪失により、平成8年3月26日以降は損害金が発生したものとして扱い、それ以降に弁済を受けた際には、常に損害金に充当した旨を記載した領収書兼利用明細書を、普通郵便

で送付していた。同明細書の記載から、控訴人は、支払の充当内容を一目瞭然に認識し得たはずである。

このように、被控訴人は、取引継続中から、控訴人が期限の利益を喪失したことを前提とした取扱いを行っていたものであるから、本件訴訟において期限の利益喪失を主張することも、権利濫用、信義則違反には当たらない。

加えて、控訴人は、自らの支払の遅滞を認識し、一括支払義務の発生も認識した上で、一括弁済ができなくとも、「連帯保証人には迷惑をかけたくない」という気持ちから、一括弁済金を調達するまでの間、少しづつでも一部金の入金を継続していこうとしていたに過ぎない。そのため、被控訴人は、事実上的一部入金として弁済金を受領せざるを得なかった。このような場合に、一部金を受領したことが期限の利益喪失の効果を主張できない理由となるとすれば、それは、貸金業者に対して過酷な取り立てをしろというのに等しい。

(4) 争点(4)（暴利行為、公序良俗違反）について

ア 控訴人の主張

被控訴人が、本件契約において、控訴人が元利金の支払を遅滞したときなどには当然に期限の利益を失う旨の条項（基礎となる事実(1)参照）を設けた目的は、債務者に対して、期限に遅れた場合には直ちに元利金の請求を受け、かつ、10%上乗せした損害金が付加されるとの心理的強制を加えて、高利の利息を支払わせることにある。このような目的を持った上記条項について法律的にも実質的にも効力を認めるべき根拠はなく、利息制限法4条を利用して暴利を貪るための条項であり、民法90条により無効である。

イ 被控訴人の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (期限の利益喪失)について

(1) 控訴人が平成8年3月25日に支払うべき利息の支払をしなかったことについては、当事者間に争いがない。したがって、本件特約に基づき、控訴人は同日、期限の利益を喪失したものと認めることができる。

(2) 控訴人は、同日までに合計43万2249円の利息を支払っていたところ、利息制限法の制限利率によれば同日までに支払うべき利息は21万4309円であり、21万7940円のプール金があったから、遅滞に陥っていないと主張する。

しかし、債務者が利息の弁済として支払った制限超過部分は、民法491条により残存元本に充当されるから（最高裁昭和35年第1151号同39年11月18日大法廷判決・民集18巻9号1868頁参照），控訴人が主張するようなプール金の発生を観念することはできない。

また、控訴人は、本件特約を制限解釈すべきであるとも主張するが、上記基礎となる事実(1)に記載のとおり、本件特約においては、元利金の支払を怠ったときは、通知催告なくして期限の利益を失うとされているのであり、このような文言を離れて債権者である被控訴人の催告を待つて初めて期限の利益喪失の効果が発生するなどという制限解釈をすべきような特段の事情は、本件の全記録によっても見出すことができない。

したがって、これらの控訴人の主張は採用することができない。

2 争点(2) (期限の利益の再付与及び期限の利益喪失の宥恕)について

証拠（乙15～141、148の1～206の2）によれば、被控訴人が、上記の期限の利益喪失以降、控訴人や訴外平田から支払を受けたときはその都度、支払の翌日から4日後までに領収書（兼利用明細書）を作成して、控訴人あるいは訴外平田あてに普通郵便で発送していたこと、同領収書においては、控訴人や訴外平田の支払額は利息ではなく損害金に充当されているものと記載

されていたことを認めることができる。

以上の事実によれば、被控訴人の意思解釈として、控訴人に対して期限の利益を再付与し、あるいは期限の利益喪失を宥恕したものとは認めることができない。

3 争点(3)（権利濫用、信義則違反）について

(1) しかしながら、上記基礎となる事実(2)、(3)記載のとおり、被控訴人は、上記期限の利益喪失以降も、平成14年3月8日に訴外平田が115万円を弁済するまで約6年間にわたり、原告からの月々の弁済を受領し続けていた。

一方、上記期限の利益喪失以降平成14年3月以前の段階において、被控訴人が控訴人及び訴外平田に対して元金や利息の一括返済を要求したことを認めるに足りる証拠はない。この点に関する証人長門秀記の供述は、それに整合するような客観的証拠を伴うものではなく、直ちに採用することができない。

さらに、被控訴人は、期限の利益喪失後も、毎月の支払期日までの遅延損害金については、約定利率と同率の年29.8%を適用し、同期日を遅延した場合に遅延損害金の約定利率である年39.8%を適用していた（乙253）。

(2) 以上の事実によれば、控訴人は、月々の弁済を継続していれば被控訴人から一括弁済を求められることも遅延損害金の約定利率が適用されることもないと期待することが当然ともいえる状態に置かれたまま、月々の弁済を継続していたというべきであり、一方、被控訴人は、控訴人に一括弁済を求めて、その時点における残元利金の支払を受けるよりは、名目はともかく控訴人から長期にわたって利息制限法所定の制限を超える利息の支払いを受領し利益を上げる方が得策であると考え、これを受領していたというべきである。以上の認定と異なる被控訴人の主張を採用することはできない。したがって、そのような被控訴人が、控訴人に対して本件訴訟において期限の利益喪失を

主張することは、信義則に反し許されないものというべきである。

(3) したがって、争点(4)（暴利行為、公序良俗違反）について判断するまでもなく、被控訴人による期限の利益喪失の主張は認められることとなる。

4 被控訴人が支払うべき金額

以上によれば、控訴人は、別紙「利息制限法に基づく金利計算書」記載のとおり、被控訴人に対して 386万8894円を過払いしていることになるから、被控訴人は、不当利得返還義務に基づき、本来、控訴人に対して、386万8894円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払義務を負う。

しかし、基礎となる事実(5)に記載のとおり、被控訴人は、原判決言渡し後である平成20年2月21日に、控訴人に対して、177万1661円を弁済しているところ、これは、原判決が認容した元本額170万6250円及びこれに対する同日までの年5分の割合による利息額に相当するものであることに加え、控訴人も当審において当初は原審における請求元本額から原判決が認容した元本額を控除した216万2644円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求していたことからすると、被控訴人の上記弁済額をこれに充当することについて当事者間に默示の合意があるものと認めることができる。

$$1706250 * (1 + 0.05 * ((228 / 365) + (52 / 366))) = 1771661$$

したがって、被控訴人の請求は、弁済済みの原判決認容額のほか、216万2644円及びこれに対する平成19年5月18日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があることとなる。

5 結論

よって、控訴人の請求は主文1項(1)の限度で理由があるから、原判決をその限度で変更することとし、また、訴訟費用については、上記4に記載した事

情に照らせば、その全部を被控訴人に負担させるのが相当であるから、民訴法
64条ただし書、61条を適用し、仮執行宣言については民訴法310条本文
を適用して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 野々上 友之

裁判官 大森直哉

裁判官 森幸督

利息制限法に基づく金利計算書

借入日	借入額	返済額	期間	利率	利子	元金組入額	残元金	借入+残元金	未払利息	必要返済額
1995/9/4	¥3,000,000	¥0	-	-	¥0	¥3,000,000	¥3,000,000	¥0	¥3,000,000	
1995/9/25	¥0	¥51,435	21	15%	¥25,890	¥25,545	¥2,974,455	¥0	¥2,974,455	
1995/10/25	¥0	¥73,479	30	15%	¥36,671	¥36,808	¥2,937,647	¥0	¥2,937,647	
1995/11/28	¥0	¥2,449	34	15%	¥41,046	¥-38,597	¥2,937,647	¥38,597	¥2,976,244	
1995/11/28	¥0	¥79,551	0	15%	¥0	¥40,954	¥2,896,693	¥2,896,693	¥0	¥2,896,693
1995/12/25	¥0	¥1,276	27	15%	¥32,141	¥-30,865	¥2,896,693	¥2,896,693	¥30,865	¥2,927,558
1995/12/25	¥0	¥72,203	0	15%	¥0	¥41,338	¥2,855,355	¥2,855,355	¥0	¥2,855,355
1996/1/26	¥0	¥4,888	32	15%	¥37,549	¥-32,661	¥2,855,355	¥2,855,355	¥32,661	¥2,888,016
1996/1/26	¥0	¥71,040	0	15%	¥0	¥38,379	¥2,816,976	¥2,816,976	¥0	¥2,816,976
1996/2/28	¥0	¥2,291	33	15%	¥38,202	¥-35,911	¥2,816,976	¥2,816,976	¥35,911	¥2,852,887
1996/2/28	¥0	¥73,637	0	15%	¥0	¥37,726	¥2,779,250	¥2,779,250	¥0	¥2,779,250
1996/3/29	¥0	¥4,582	30	15%	¥34,264	¥-29,682	¥2,779,250	¥2,779,250	¥29,682	¥2,808,932
1996/3/29	¥0	¥79,055	0	15%	¥0	¥49,373	¥2,729,877	¥2,729,877	¥0	¥2,729,877
1996/5/9	¥0	¥68,442	41	15%	¥45,996	¥22,446	¥2,707,431	¥2,707,431	¥0	¥2,707,431
1996/5/9	¥0	¥41,558	0	15%	¥0	¥41,558	¥2,665,873	¥2,665,873	¥18,839	¥2,684,712
1996/5/27	¥0	¥881	18	15%	¥19,720	¥-18,839	¥2,665,873	¥2,665,873	¥0	¥2,610,944
1996/5/27	¥0	¥73,768	0	15%	¥0	¥54,929	¥2,610,944	¥2,610,944	¥0	¥2,610,944
1996/6/26	¥0	¥2,420	30	15%	¥32,189	¥-29,769	¥2,610,944	¥2,610,944	¥29,769	¥2,640,713
1996/6/26	¥0	¥22,580	0	15%	¥0	¥-7,189	¥2,610,944	¥2,610,944	¥7,189	¥2,618,133
1996/6/28	¥0	¥47,601	2	15%	¥2,145	¥38,267	¥2,572,677	¥2,572,677	¥0	¥2,572,677
1996/6/28	¥0	¥2,399	0	15%	¥0	¥2,399	¥2,570,278	¥2,570,278	¥0	¥2,570,278
1996/7/29	¥0	¥4,065	31	15%	¥32,744	¥-28,679	¥2,570,278	¥2,570,278	¥28,679	¥2,598,957
1996/7/29	¥0	¥57,935	0	15%	¥0	¥29,256	¥2,541,022	¥2,541,022	¥0	¥2,541,022
1996/8/27	¥0	¥9,826	29	15%	¥30,283	¥-20,457	¥2,541,022	¥2,541,022	¥20,457	¥2,561,479
1996/8/27	¥0	¥65,174	0	15%	¥0	¥44,717	¥2,496,305	¥2,496,305	¥0	¥2,496,305
1996/9/26	¥0	¥14,703	30	15%	¥30,776	¥-16,073	¥2,496,305	¥2,496,305	¥16,073	¥2,512,378
1996/9/26	¥0	¥50,297	0	15%	¥0	¥34,224	¥2,462,081	¥2,462,081	¥0	¥2,462,081
1996/10/28	¥0	¥22,304	32	15%	¥32,378	¥-10,074	¥2,462,081	¥2,462,081	¥10,074	¥2,472,155
1996/10/28	¥0	¥52,696	0	15%	¥0	¥42,622	¥2,419,459	¥2,419,459	¥0	¥2,419,459
1996/11/25	¥0	¥19,905	28	15%	¥27,840	¥-7,935	¥2,419,459	¥2,419,459	¥7,935	¥2,427,394
1996/11/25	¥0	¥80,095	0	15%	¥0	¥72,160	¥2,347,299	¥2,347,299	¥0	¥2,347,299
1996/12/25	¥0	¥100,000	30	15%	¥28,939	¥71,061	¥2,276,238	¥2,276,238	¥0	¥2,276,238
1997/1/27	¥0	¥80,000	33	15%	¥30,869	¥49,131	¥2,227,107	¥2,227,107	¥0	¥2,227,107
1997/2/25	¥0	¥40,000	29	15%	¥26,542	¥13,458	¥2,213,649	¥2,213,649	¥0	¥2,213,649
1997/2/26	¥0	¥29,365	1	15%	¥909	¥28,456	¥2,185,193	¥2,185,193	¥0	¥2,185,193
1997/2/26	¥0	¥3,635	0	15%	¥0	¥3,635	¥2,181,558	¥2,181,558	¥0	¥2,181,558
1997/3/25	¥0	¥75,000	27	15%	¥24,206	¥50,794	¥2,130,764	¥2,130,764	¥0	¥2,130,764
1997/4/25	¥0	¥50,000	31	15%	¥27,145	¥22,855	¥2,107,909	¥2,107,909	¥0	¥2,107,909
1997/4/28	¥0	¥23,853	3	15%	¥2,598	¥21,255	¥2,086,654	¥2,086,654	¥0	¥2,086,654
1997/4/28	¥0	¥6,147	0	15%	¥0	¥6,147	¥2,080,507	¥2,080,507	¥0	¥2,080,507
1997/5/26	¥0	¥1,000	28	15%	¥23,940	¥-22,940	¥2,080,507	¥2,080,507	¥22,940	¥2,103,447
1997/5/26	¥0	¥69,000	0	15%	¥0	¥46,060	¥2,034,447	¥2,034,447	¥0	¥2,034,447
1997/6/25	¥0	¥70,000	30	15%	¥25,082	¥44,918	¥1,989,529	¥1,989,529	¥0	¥1,989,529
1997/7/25	¥0	¥1,415	30	15%	¥24,528	¥-23,113	¥1,989,529	¥1,989,529	¥23,113	¥2,012,642
1997/7/25	¥0	¥78,585	0	15%	¥0	¥55,472	¥1,934,057	¥1,934,057	¥0	¥1,934,057
1997/8/26	¥0	¥30,000	32	15%	¥25,434	¥4,566	¥1,929,491	¥1,929,491	¥0	¥1,929,491
1997/8/27	¥0	¥20,000	1	15%	¥792	¥19,208	¥1,910,283	¥1,910,283	¥0	¥1,910,283
1997/8/29	¥0	¥25,988	2	15%	¥1,570	¥24,418	¥1,885,865	¥1,885,865	¥0	¥1,885,865
1997/8/29	¥0	¥4,012	0	15%	¥0	¥4,012	¥1,881,853	¥1,881,853	¥0	¥1,881,853
1997/9/29	¥0	¥3,908	31	15%	¥23,974	¥-20,066	¥1,881,853	¥1,881,853	¥20,066	¥1,901,919
1997/9/29	¥0	¥66,092	0	15%	¥0	¥46,026	¥1,835,827	¥1,835,827	¥0	¥1,835,827
1997/10/28	¥0	¥9,912	29	15%	¥21,879	¥-11,967	¥1,835,827	¥1,835,827	¥11,967	¥1,847,794
1997/10/28	¥0	¥69,088	0	15%	¥0	¥57,121	¥1,778,706	¥1,778,706	¥0	¥1,778,706
1997/11/26	¥0	¥80,000	29	15%	¥21,198	¥58,802	¥1,719,904	¥1,719,904	¥0	¥1,719,904
1997/12/29	¥0	¥81,000	33	15%	¥23,324	¥57,676	¥1,662,228	¥1,662,228	¥0	¥1,662,228
1998/1/28	¥0	¥80,000	30	15%	¥20,493	¥59,507	¥1,602,721	¥1,602,721	¥0	¥1,602,721
1998/2/27	¥0	¥78,000	30	15%	¥19,759	¥58,241	¥1,544,480	¥1,544,480	¥0	¥1,544,480
1998/3/30	¥0	¥50,000	31	15%	¥19,676	¥30,324	¥1,514,156	¥1,514,156	¥0	¥1,514,156
1998/3/31	¥0	¥26,097	1	15%	¥622	¥25,475	¥1,488,681	¥1,488,681	¥0	¥1,488,681
1998/3/31	¥0	¥3,903	0	15%	¥0	¥3,903	¥1,484,778	¥1,484,778	¥0	¥1,484,778
1998/4/30	¥0	¥50,000	30	15%	¥18,305	¥31,695	¥1,453,083	¥1,453,083	¥0	¥1,453,083
1998/5/1	¥0	¥22,126	1	15%	¥597	¥21,529	¥1,431,554	¥1,431,554	¥0	¥1,431,554
1998/5/1	¥0	¥7,874	0	15%	¥0	¥7,874	¥1,423,680	¥1,423,680	¥0	¥1,423,680

1998/5/28	¥0	¥78,000	27	15%	¥15,796	¥62,204	¥1,361,476	¥1,361,476	¥0	¥1,361,476
1998/6/29	¥0	¥70,000	32	15%	¥17,904	¥52,096	¥1,309,380	¥1,309,380	¥0	¥1,309,380
1998/7/31	¥0	¥7,118	32	15%	¥17,219	¥-10,101	¥1,309,380	¥1,309,380	¥10,101	¥1,319,481
1998/7/31	¥0	¥62,882	0	15%	¥0	¥52,781	¥1,256,599	¥1,256,599	¥0	¥1,256,599
1998/9/1	¥0	¥14,236	32	15%	¥16,525	¥-2,289	¥1,256,599	¥1,256,599	¥2,289	¥1,258,888
1998/9/1	¥0	¥55,764	0	15%	¥0	¥53,475	¥1,203,124	¥1,203,124	¥0	¥1,203,124
1998/10/1	¥0	¥23,706	30	15%	¥14,833	¥8,873	¥1,194,251	¥1,194,251	¥0	¥1,194,251
1998/10/1	¥0	¥56,294	0	15%	¥0	¥56,294	¥1,137,957	¥1,137,957	¥0	¥1,137,957
1998/11/4	¥0	¥17,719	34	15%	¥15,900	¥1,819	¥1,136,138	¥1,136,138	¥0	¥1,136,138
1998/11/4	¥0	¥42,281	0	15%	¥0	¥42,281	¥1,093,857	¥1,093,857	¥0	¥1,093,857
1998/11/20	¥0	¥43,430	16	15%	¥7,192	¥36,238	¥1,057,619	¥1,057,619	¥0	¥1,057,619
1998/11/20	¥0	¥6,570	0	15%	¥0	¥6,570	¥1,051,049	¥1,051,049	¥0	¥1,051,049
1998/12/3	¥0	¥30,813	13	15%	¥5,615	¥25,198	¥1,025,851	¥1,025,851	¥0	¥1,025,851
1998/12/3	¥0	¥19,187	0	15%	¥0	¥19,187	¥1,006,664	¥1,006,664	¥287	¥1,006,951
1999/1/13	¥0	¥16,674	41	15%	¥16,961	¥-287	¥1,006,664	¥1,006,664	¥0	¥923,625
1999/1/13	¥0	¥83,326	0	15%	¥0	¥83,039	¥923,625	¥923,625	¥0	¥916,174
1999/2/24	¥0	¥26,581	42	18%	¥19,130	¥7,451	¥916,174	¥916,174	¥0	¥342,755
1999/2/24	¥0	¥573,419	0	18%	¥0	¥573,419	¥342,755	¥342,755	¥0	¥298,332
1999/3/29	¥0	¥50,000	33	18%	¥5,577	¥44,423	¥298,332	¥298,332	¥0	¥287,621
1999/5/10	¥0	¥16,890	42	18%	¥6,179	¥10,711	¥287,621	¥287,621	¥0	¥204,511
1999/5/10	¥0	¥83,110	0	18%	¥0	¥83,110	¥204,511	¥204,511	¥0	¥204,511
1999/7/1	¥0	¥8,083	52	18%	¥5,244	¥2,839	¥201,672	¥201,672	¥0	¥201,672
1999/7/1	¥0	¥71,917	0	18%	¥0	¥71,917	¥129,755	¥129,755	¥0	¥129,755
1999/7/1	¥0	¥54,127	0	18%	¥0	¥54,127	¥75,628	¥75,628	¥0	¥75,628
1999/7/8	¥0	¥9,873	7	18%	¥261	¥9,612	¥66,016	¥66,016	¥0	¥66,016
1999/8/6	¥0	¥3,895	29	18%	¥944	¥2,951	¥63,065	¥63,065	¥0	¥63,065
1999/8/6	¥0	¥36,105	0	18%	¥0	¥36,105	¥26,960	¥26,960	¥0	¥26,960
1999/8/17	¥0	¥27,537	11	18%	¥146	¥27,391	¥-431	¥-431	¥0	¥-431
1999/8/17	¥0	¥42,463	0	15%	¥0	¥42,463	¥-42,894	¥-42,894	¥0	¥-42,894
1999/9/30	¥0	¥80,000	44	15%	¥0	¥80,000	¥-122,894	¥-122,894	¥0	¥-122,894
1999/10/28	¥0	¥7,106	28	15%	¥0	¥7,106	¥-130,000	¥-130,000	¥0	¥-130,000
1999/10/28	¥0	¥62,894	0	15%	¥0	¥62,894	¥-192,894	¥-192,894	¥0	¥-192,894
1999/12/6	¥0	¥75,000	39	15%	¥0	¥75,000	¥-267,894	¥-267,894	¥0	¥-267,894
1999/12/29	¥0	¥7,350	23	15%	¥0	¥7,350	¥-275,244	¥-275,244	¥0	¥-275,244
1999/12/29	¥0	¥45,650	0	15%	¥0	¥45,650	¥-320,894	¥-320,894	¥0	¥-320,894
2000/1/27	¥0	¥20,000	29	15%	¥0	¥20,000	¥-340,894	¥-340,894	¥0	¥-340,894
2000/1/28	¥0	¥37,029	1	15%	¥0	¥37,029	¥-377,923	¥-377,923	¥0	¥-377,923
2000/1/28	¥0	¥1,971	0	15%	¥0	¥1,971	¥-379,894	¥-379,894	¥0	¥-379,894
2000/2/29	¥0	¥625	32	15%	¥0	¥625	¥-380,519	¥-380,519	¥0	¥-380,519
2000/2/29	¥0	¥64,375	0	15%	¥0	¥64,375	¥-444,894	¥-444,894	¥0	¥-444,894
2000/3/29	¥0	¥55,000	29	15%	¥0	¥55,000	¥-499,894	¥-499,894	¥0	¥-499,894
2000/4/27	¥0	¥2,024	29	15%	¥0	¥2,024	¥-501,918	¥-501,918	¥0	¥-501,918
2000/4/27	¥0	¥247,976	0	15%	¥0	¥247,976	¥-749,894	¥-749,894	¥0	¥-749,894
2000/5/30	¥0	¥50,000	33	15%	¥0	¥50,000	¥-799,894	¥-799,894	¥0	¥-799,894
2000/6/27	¥0	¥11,402	28	15%	¥0	¥11,402	¥-811,296	¥-811,296	¥0	¥-811,296
2000/6/27	¥0	¥48,598	0	15%	¥0	¥48,598	¥-859,894	¥-859,894	¥0	¥-859,894
2000/7/31	¥0	¥1,465	34	15%	¥0	¥1,465	¥-861,359	¥-861,359	¥0	¥-861,359
2000/7/31	¥0	¥68,535	0	15%	¥0	¥68,535	¥-929,894	¥-929,894	¥0	¥-929,894
2000/9/4	¥0	¥25,000	35	15%	¥0	¥25,000	¥-954,894	¥-954,894	¥0	¥-954,894
2000/9/4	¥0	¥25,000	0	15%	¥0	¥25,000	¥-979,894	¥-979,894	¥0	¥-979,894
2000/9/5	¥0	¥10,000	1	15%	¥0	¥10,000	¥-989,894	¥-989,894	¥0	¥-989,894
2000/9/11	¥0	¥7,831	6	15%	¥0	¥7,831	¥-997,725	¥-997,725	¥0	¥-997,725
2000/9/11	¥0	¥2,169	0	15%	¥0	¥2,169	¥-999,894	¥-999,894	¥0	¥-999,894
2000/9/29	¥0	¥10,319	18	15%	¥0	¥10,319	¥-1,010,213	¥-1,010,213	¥0	¥-1,010,213
2000/9/29	¥0	¥189,681	0	15%	¥0	¥189,681	¥-1,199,894	¥-1,199,894	¥0	¥-1,199,894
2000/10/26	¥0	¥145,000	27	15%	¥0	¥145,000	¥-1,344,894	¥-1,344,894	¥0	¥-1,344,894
2000/12/1	¥0	¥70,000	36	15%	¥0	¥70,000	¥-1,414,894	¥-1,414,894	¥0	¥-1,414,894
2000/12/28	¥0	¥30,000	27	15%	¥0	¥30,000	¥-1,444,894	¥-1,444,894	¥0	¥-1,444,894
2000/12/29	¥0	¥13,318	1	15%	¥0	¥13,318	¥-1,458,212	¥-1,458,212	¥0	¥-1,458,212
2000/12/29	¥0	¥26,682	0	15%	¥0	¥26,682	¥-1,484,894	¥-1,484,894	¥0	¥-1,484,894
2001/1/31	¥0	¥60,000	33	15%	¥0	¥60,000	¥-1,544,894	¥-1,544,894	¥0	¥-1,544,894
2001/3/2	¥0	¥100,000	30	15%	¥0	¥100,000	¥-1,644,894	¥-1,644,894	¥0	¥-1,644,894
2001/3/5	¥0	¥150,000	3	15%	¥0	¥150,000	¥-1,794,894	¥-1,794,894	¥0	¥-1,794,894
2001/3/30	¥0	¥280,000	25	15%	¥0	¥280,000	¥-2,074,894	¥-2,074,894	¥0	¥-2,074,894
2001/4/27	¥0	¥100,000	28	15%	¥0	¥100,000	¥-2,174,894	¥-2,174,894	¥0	¥-2,174,894
2001/6/1	¥0	¥100,000	35	15%	¥0	¥100,000	¥-2,274,894	¥-2,274,894	¥0	¥-2,274,894

2001/6/29	¥0	¥70,000	28	15%	¥0	¥70,000	¥-2,344,894	¥-2,344,894	¥0	¥-2,344,894
2001/8/31	¥0	¥80,000	63	15%	¥0	¥80,000	¥-2,424,894	¥-2,424,894	¥0	¥-2,424,894
2001/10/11	¥0	¥49,000	41	15%	¥0	¥49,000	¥-2,473,894	¥-2,473,894	¥0	¥-2,473,894
2001/10/12	¥0	¥50,000	1	15%	¥0	¥50,000	¥-2,523,894	¥-2,523,894	¥0	¥-2,523,894
2001/10/31	¥0	¥50,000	19	15%	¥0	¥50,000	¥-2,573,894	¥-2,573,894	¥0	¥-2,573,894
2001/11/30	¥0	¥70,000	30	15%	¥0	¥70,000	¥-2,643,894	¥-2,643,894	¥0	¥-2,643,894
2002/1/8	¥0	¥60,000	39	15%	¥0	¥60,000	¥-2,703,894	¥-2,703,894	¥0	¥-2,703,894
2002/2/5	¥0	¥15,000	28	15%	¥0	¥15,000	¥-2,718,894	¥-2,718,894	¥0	¥-2,718,894
2002/3/8	¥0	¥1,150,000	31	15%	¥0	¥1,150,000	¥-3,868,894	¥-3,868,894	¥0	¥-3,868,894

これは正本である。

平成20年9月26日

広島地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 立花英治

